

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 アクティオ株式会社
商工農水部商工課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 事前調査期間 平成28年12月13日から平成29年 1月23日まで
- 4 監査期間 平成29年 1月24日
- 5 監査対象年度 平成27年度
- 6 監査対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- 7 監査方法 公の施設の指定管理者に対して、公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。
また、所管所属に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

名 称	アクティオ株式会社
代 表 者	代表取締役社長 鈴木 悟
住 所	東京都目黒区下目黒一丁目1番11号 目黒東洋ビル4階

2 指定管理の内容

施 設 名	四日市市すわ公園交流館	
所 在 地	四日市市諏訪栄町2番25号	設置年月：平成15年8月
指 定 期 間	平成26年4月1日～平成31年3月31日	
指 定 管 理 料	16,599,000円（平成27年度）	
指 定 管 理 に 係る収支状況	収 入	17,140,632円
	支 出	18,753,595円
	収 支	△1,612,963円
利 用 実 績	年間利用者数 平成25年度 29,766人 平成26年度 42,061人（前年度比 12,295人増） 平成27年度 41,654人（前年度比 407人減）	

3 指定管理の業務範囲

- ア 入場の制限、使用の許可、使用許可の取消し、特別の設備の設置許可等に関する事。
- イ 利用料金の徴収・減免・還付に関する事。
- ウ すわ公園交流館の施設・付属設備等の維持管理に関する事。
- エ その他、すわ公園交流館の運営に関する事。

4 収支状況

単位：円

項目	実施計画 (a)	実績額 (b)	比較増減 (b) - (a)
利用料金収入	30,000	15,120	△14,880
指定管理料	16,599,000	16,599,000	0
自主事業収入	400,000	526,371	126,371
利息	0	141	141
収入計	17,029,000	17,140,632	111,632
人件費	7,792,000	9,031,566	1,239,566
管理費	4,244,000	5,145,043	901,043
消耗品費	550,000	646,907	96,907
燃料費	0	96,613	96,613
印刷製本費	0	0	0
光熱水費	809,000	925,582	116,582
修繕料	1,008,000	1,034,068	26,068
通信運搬費	200,000	243,737	43,737
広告料	15,000	11,852	△3,148
手数料	10,000	19,072	9,072
保険料	67,000	74,512	7,512
委託料	1,585,000	2,084,490	499,490
器具修繕費	0	8,210	8,210
その他	0	0	0
事業費 (ソト事業等)	3,439,000	2,872,114	△566,886
一般管理費	1,554,000	1,704,872	150,872
支出計	17,029,000	18,753,595	1,724,595
収支	0	△1,612,963	△1,612,963

第3 監査の結果

四日市市すわ公園交流館の指定管理者アクティオ株式会社における出納及びその他関連する事務並びに所管所属の指定管理者に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【アクティオ株式会社】

(1) 協定書に基づく業務の履行について

ア 利用料金収入について、領収書の日付と専用使用申請書の日付の間に齟齬が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

イ 出勤簿において、勤務者の印が漏れていた事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

ウ 仕様書に基づき業務日報が作成されていたが、出勤簿と照合したところ、業務従事者について齟齬が見受けられた。また、イベントの参加人数について、業務日報に記載された人数と業務報告書（月報）に記載された人数に齟齬が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

エ 貸与備品について、市の立会いの下、物品受払簿に基づいた実査を行うことと仕様書に定められているが、市が行う実査には立ち会っていたが、指定管理者としては実査を行っていなかった。年度末においては、必ず全ての貸与備品を一品ごとに実査すること。また、実査時には、紛失の有無や品質保持、安全、使用状況、事故防止対策の確認を行い、実査した記録（日時、対象、数量、特記事項、担当者・現場管理者の確認印など）を文書にして残し、市に報告すること。

オ 空調設備点検について、指定管理者自ら行っている点検結果については、月例報告で報告していなかった。仕様書に基づき、すべての点検結果について市に報告すること。

(2) 収支会計処理について

収支状況報告において、収入については、利用料金収入、自主事業収入の金額誤りや利息収入の計上漏れ、支出については、人件費、消耗品費、光熱水費の金額誤りなど、複数の費目において誤りが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

(3) 出納関係帳簿、記帳、領収書等の整備・保存について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

ア 清掃業務委託において、受託業者から作業実施報告書が提出されていないのに委託料を支払っていた。

イ 保守管理業務において、自動ドアの点検実施結果の原本が保存されていない。

【商工農水部商工課】

(1) 物品管理について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

ア 基本協定書締結後に市が指定管理者に新たに貸与した備品について、四日市市会計規則第155条に定められた物品の貸付けにかかる手続きを経ずに貸与を行っていた。

イ 指定管理者に貸与している備品について、備品台帳と現品の確認時に、複数ある同一品名の備品において、備品番号を取り違えていた。

2 意見

【アクティオ株式会社】

(1) 協定書に基づく業務の履行について

1件15万円以上の施設修繕について、事前に市に通知することと仕様書に定められているが、ミーティングの場などで口頭で通知しており、ミーティングについてはメモ程度の記録しか残されていなかった。修繕箇所や見積額など必要な事項について、文書で通知すること。

【改善事項】

(2) 収支会計処理について

利用料金の徴収にかかる領収書の交付について、利用者を記載せずに交付している事例が見受けられた。事故防止の観点から、領収書には利用者名を記載の上交付すること。

【改善事項】

(3) 服務規律の確保について

職員の服務について、公の施設の職員として常に高い倫理観と緊張を持って職務に精励するよう服務規定を定め、改めて職員に徹底すること。

【改善事項】

(4) 利用者の安全管理について

漫然と安全確認をしているだけでは安全管理をしているとはいえない。施設や設備について具体的なチェック項目を定めて毎日点検を実施し、利用者の安全を確保すること。また、その記録を文書にして残すこと。

【改善事項】

(5) 内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の認識不足や単純なミスに加えて、指定管理者内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。現場管理者は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。

【改善事項】

(6) 利用者数増加への取組みについて

ア すわ公園交流館は中心市街地に来る人や住む人の憩いの場、交流の場及び自己実現の場として活用することで中心市街地活性化に寄与する目的で設置されている。現在の指定管理者が運営を開始してから利用者数は大幅に増加したものの、例えば、冬季の諏訪公園内のイルミネーション事業を見ると、立ち寄る人はまだまだ少ないのが現状である。イベント等の事

業を充実させるとともに、テレビなど多様な広報媒体を活用して積極的にPRすることで多くの人を呼び込み、中心市街地の活性化につなげるよう努めること。 【要望事項】

イ すわ公園交流館は特に目的がなくても一人で気軽に立ち寄って、まちの情報収集ができたり気兼ねなく休憩や飲食ができたりする、中心市街地のオアシスともいえるべき貴重な施設である。案内の表示を工夫するなどして、誰でも利用しやすい雰囲気醸成し、より多くの人に利用してもらえよう努めること。 【要望事項】

(7) 事業収支の改善について

事業収支において、多額の赤字が発生している。イベントの参加費を見直し自主事業収入を増やすなど収入の確保に努めるとともに、経費削減を図り、事業収支を改善すること。

【改善事項】

【商工農水部商工課】

(1) 指定管理者への指導監督について

ア 誤った金額で収支状況報告が提出されており、収支に関する決算内容の確認が所管課として十分に実施されていなかった。また、仕様書どおりに実施されていない事項が散見されるにもかかわらず、市が取りまとめているモニタリングレポートにおいて、全て適正だったと報告されており、猛省を促したい。全ての指摘事項について指定管理者と協議の上、再発防止策を講じるとともに、定期的に収支経理簿と証拠書類の抜き取り調査・照合を行うなど牽制機能を働かせ、指導監督を徹底すること。 【改善事項】

イ 管理状況の現地調査について、備品の実査記録以外は記録が残されていなかった。現地調査の記録、指定管理者から報告を受けた事項、指定管理者に対して行った指導監督の記録を文書にして残すこと。 【改善事項】